

新築住宅に対する減額措置について

平成20年3月31日までに新築住宅を取得した場合、その住宅に係る固定資産税(120㎡相当分まで)について、3年間(中高層耐火建築物である住宅については5年間)、税額を2分の1に減額されます。

- 要件 ① 一戸当たりの床面積が50㎡(一戸建以外の賃貸住宅は40㎡)以上 280㎡以下
- ② 併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上